

次のとおり、公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し随意契約の相手方の候補者とする手続(以下「公募型プロポーザル方式」という。)を実施する。

令和3年(2021年)5月10日

北海道知事 鈴木 直道

1 公募型プロポーザル方式に付す事項

(1) 業務名

令和3年度 森林活用型ワーケーション推進事業委託業務

(2) 業務の目的

新型コロナウイルス感染拡大を機に、森林は3密を回避でき、樹木が揮発する物質にストレス軽減効果があることに着目し、森林を活用したワーケーションの取組を広げることにより、都市部から山村地域に人を呼び込む好機となっている。

このため、森林を活用したワーケーションの推進に向けて、森林体験プログラムの開発や、森林活用型ワーケーション^{*}が実施可能なフィールドに関する情報等、企業に向けた普及PR、受入体制の構築に係るノウハウ等を道内市町村に向けて情報発信することにより、山村振興や協働による森林づくりへの道民理解促進を図る。

※森林での活動を楽しみながら余暇を過ごすとともに、温もりのある木製品を取り入れたワークスペースで働くワーケーション

(3) 業務の内容

森林活用型ワーケーションを全道に推進するため、検討会議の開催や、森林活用型ワーケーションのPR資料の作成を行い、それらの事業成果を踏まえ実績報告書の作成を行う。

【委託項目】

ア 森林活用型ワーケーション検討会議の開催

森林活用型ワーケーションの推進に当たり、森林体験活動や健康管理、林業・木材産業事業者、学識経験者、市町村などの各分野の有識者で構成する「森林活用型ワーケーション検討会議」を年3回程度開催する。

- ・1回目: 森林を活用したワーケーション推進に向けた基本的な考え方や企画内容を提案
- ・2回目: 森林を活用したワーケーションに適した体験プログラムや必要な施設・器具、ガイドブックや導入手引き、PR映像(素案)の提案
- ・3回目: 令和3年度事業の取りまとめを実施

また、有識者については、実際に森林を活用したワーケーションに取り組んだ経験がある企業又は個人、森林を活用したワーケーションの事例に詳しい有識者、ワーケーションで森林を活用することのメリットについて科学的知見を有する専門家などを選定するものとし、道と協議し決定することとする。

イ 森林活用型ワーケーションのPR資料の作成

(ア) 利用者向けガイドブックの作成

企業や団体等がそれぞれのニーズにあわせて、森林を活用したワーケーションや企業研修を実施することができるよう、道内各地の森林体験プログラムを提供しているフィールド、テレワーク環境が整った施設、ワーケーションに適した宿泊施設及び森林体験プログラムの指導者、並びに森林を活用したワーケーションのメリットなどに関する情報を集約した次の冊子を作成する。

- ・「利用者向けガイドブック」(詳細版・A4版 30ページ以上)
- ・「利用者向けガイドブック」(概要版・A4版 4ページ以上)

冊子は、各 1,000部以上作成し、道内企業や道の駅、多くの道民が利用する公共施設、道内市町村、各(総合)振興局関係課等に3月上旬までに送付するとともに、道のホームページ等で公開できるよう電子データを道に提出する。

(イ) 市町村向け導入手引きの作成

森林を活用したワーケーションの取組事例、地域活性化への効果、森林体験プログラム事例、企業等が森林を活用したワーケーションに取り組むために利用施設に求める通信環境等の条件、森林を活用したワーケーションのメリットなどに関する情報を集約した次の冊子を作成する。

・「市町村向け導入手引き」(A4版16ページ以上)

冊子は、500部以上作成し、道内市町村及び各(総合)振興局関係課等に3月上旬までに送付するとともに、道のホームページ等で公開できるよう電子データを道に提出する。

(ウ) 森林活用型ワーケーションPR映像の作成

実際に森林を活用したワーケーションや企業研修に取り組んでいる企業・個人の様子、ワーケーション等を受け入れている地域の様子、参加者へのインタビューなどのイメージ映像を収録した次の映像を作成する。

・「PR映像(映像時間は15秒程度、1分程度、5分程度の3パターン)」

作成したPR映像は、電子データで道に提出する。

ウ 実績報告書の作成

上記の実施内容を取りまとめた報告書を作成する。

※ 詳しくは企画提案指示書をご覧ください。

(4) 契約期間

契約締結の翌日から令和4年(2022年)3月18日(金)まで

(5) 納入場所

北海道水産林務部森林環境局森林活用課活用調整係

2 公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格

- (1) 単独法人、法人以外の団体又は複数法人等(法人、法人以外の団体も含む。)による連合体(以下「コンソーシアム」という。)とする。
- (2) 単独法人、法人以外の団体又はコンソーシアムの構成員は、次の要件を全て満たしていること。
 - ア 道内に本社又は事業所等(本事業を実施するために設置する場合を含む。)を有する企業、特定非営利活動法人、その他法人又は法人以外の団体等であること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体を除く。
 - イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号に掲げる者でないこと。
 - ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
 - エ 北海道競争入札資格者指名停止事務処理要領(平成4年9月11日付け局総第461号)第2第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名停止を受けたが既にその停止の期間を経過していること。
 - オ 暴力団関係事業者等でないこと。また、暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
 - カ 次に掲げる税を滞納しているものでないこと。
 - (ア) 道税(個人の道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。)
 - (イ) 本会社が所在する都道府県の事業税(道税の納税義務がある場合は除く。)
 - (ウ) 消費税及び地方消費税
 - キ 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと(当該届出の義務がない場合を除く。)
 - (ア) 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出
 - (イ) 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出
 - (ウ) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出
 - ク コンソーシアムの構成員が単独法人、法人以外の団体又は他のコンソーシアムの構成員としてこのプロポーザルに参加する者ではないこと。

3 公募型プロポーザル方式に関する事務を担当する部局

北海道水産林務部森林環境局森林活用課活用調整係 担当:安元

【連絡先】

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎10階

電話:011-204-5514(直通) FAX:011-232-4142

4 説明書等の交付期間及び方法

(1) 交付期間

令和3年(2021年)5月10日(月)午前9時から令和3年(2021年)6月7日(月)午後5時まで。

なお、次の(2)場所での交付時間は、土曜日及び日曜日を除く毎日午前9時から午後5時まで。

(2) 交付方法

上記3の場所で交付する。

なお、北海道のホームページにおいてダウンロードすることができる。

(URL: <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/rmm/index.htm>)

5 参加表明書の提出期限、場所及び方法

(1) 公募型プロポーザル方式に参加しようとする者は、次のアからウに定めるところにより、参加表明書を提出し、上記2に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 提出期限 令和3年(2021年)5月24日(月) 午後5時

イ 提出場所 上記3に同じ

ウ 提出方法 持参又は郵送(郵送の場合は簡易書留、書留のいずれかによること。)

なお、持参の場合の受付時間は、土曜日及び日曜日を除く毎日午前9時から午後5時まで。

(2) 審査を行ったときは、審査結果をすみやかに通知する。

6 企画提案書の提出期限、場所及び方法

(1) 提出期限 令和3年(2021年)6月7日(月) 午後5時

(2) 提出場所 上記3に同じ

(3) 提出方法 上記5(1)ウに同じ

7 提案の無効

公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格を有しない者の提出した提案は無効とする。

8 最良の提案をした者の選定方法

あらかじめ定めた審査基準及び審査方法により、提出された企画提案書を評価し、最良の提案をした者(以下、「特定者」という。)を選定する。

9 契約手続き

特定者を見積徴取の相手方に確定したときは、別途財務会計法令の規定により契約手続きを行う。

10 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本円とする。

(2) 企画提案書等の作成及び提出に要する費用は、提案者(公募型プロポーザル方式に参加しようとする者)の負担とする。

(3) 企画提案説明会(プロポーザル審査会)を開催し、提案内容を聴取する。

(4) この公示内容は予定であり、変更することがあり得る。

(5) このプロポーザル及び契約は、手続きの停止等があり得る。

(6) 審査結果及び特定者名は公表する。

(7) 詳細は別添「企画提案説明書」による。